

平成 20 年 7 月 23 日

法 務 大 臣

鳩 山 邦 夫 殿

北海道交通事故被害者の会

代表 前田 敏章

(事務局) 〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 9 丁目

ノースキャピタルビル 4 階

Tel. 011-233-5130 Fax. 011-233-5135

《要望事項》

被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期に開示することを求めます。

《 要望理由 》

交通犯罪被害の多くは、公道上で何の関わりもない相手によって、全く理不尽に命や健康が奪われる「通り魔殺人」的被害です。

被害者・遺族は、故人の名誉と命の尊厳のために、何よりも先ず事件の原因など真相を知りたいと願い、真実に基づく厳正な裁きを求めます。しかし、交通犯罪被害者はこれまで、過失による「事故」だからと軽く扱われ、被害者として当然の知る権利すらないがしろにされてきました。そして、実況見分調書をはじめとする調書の開示がなされていないこともあり、被害者が死亡あるいは重傷で証言できない場合は、初動捜査において加害者の一方的な証言に沿って証拠書類が作られるという事例もあり、結果として真実とはかけ離れた捜査内容によって処分・処罰されるケースが生じるというのが、私たち被害者の会会員の大勢の認識です。真相究明のために民事訴訟を提起して、刑事処分とは異なる事実が判明することも希ではありません。遺族自らが目撃者を探し、独自に鑑定を行うなど強い働きかけを行って初めて真相の一端に近づくことができたケースもありますが、それは希な例であり、大半の被害者は泣き寝入りです。

こうして、交通犯罪の被害者・遺族はかけがえのない命や健康を奪われた上に、その真実を知ることができず、さらにこのことによって著しい不公正と不利益を被るという、正に二重三重の苦しみを余儀なくされているのです。

交通犯罪捜査におけるこうした不公正を打開するために、標記のように捜査段階の早期に交通事故調書など捜査記録を被害者・遺族の求めに応じて開示していただきたいのです。

このことは、犯罪被害者等基本法が明記した「犯罪被害者等がその被害に係わる刑事に関する手続きに適切に関与することができるように」（第 18 条）の趣旨からも求められることです。私たちは、新設された裁判における被害者参加制度の趣旨を徹底するために、捜査や公訴提起に被害者が直接関与できる制度整備が必要と考えます。その重要な一步として、知る権利を保障し、捜査の過程で「死人に口なし」という不公正を生まないために、刑事訴訟法 47 条の但し書き部分を明確にし、交通事故調書の当事者への送検前の開示を可能とするよう所要の措置を講じて下さい。このことは、捜査の透明性と迅速性にも寄与するものと信じます。よろしくお願い致します。

以上

要 望 書

2008 年 7 月 23 日

法務大臣

鳩 山 邦 夫 殿

「交通事故調書の開示を求める会」

代表 鬼澤 雅弘

<http://www.chousho-kaiji.com/>

私たちは、被害の当事者ひいては国民全体が置かれている不公正な状況を改善するため、「交通事故調書の捜査段階での早期開示」を求め、実態調査や署名、要請などの活動を進めている被害者団体です。平成 18 年 11 月にも同様の意見書を提出しております。

交通犯罪・事故により死亡あるいは重度の障害を被った場合、「死人に口なし」の不公正捜査や、当事者でありながら原因や真相が知らされないなど理不尽な状況に置かれ、それが二次的被害の元凶となることが少なくありません。被害者の訴訟手続参加への道は開かれましたが、起訴までの段階で不公正捜査が続く限り、交通事故被害者にとっては絵に描いた餅になってしまいます。知る権利の保障のためにも当事者への早期開示を求めます。

〈 要望事項 〉

起訴・不起訴に関わる捜査段階において警察が作成する交通事故調書（実況見分調書、加害者供述調書、目撃者供述調書、および鑑定報告書）を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期に開示出来るよう、所要の措置を講じていただきたい。

〈 要望理由 〉

- 1 犯罪被害者等基本法の「刑事に関する手続きに適切に関与することができる」（18 条）という趣旨を生かすために、捜査段階早期の調書開示は不可欠です。

基本法の理念に基づき、刑事裁判において「被害者参加人」として在廷し質問や意見を述べることができるという被害者参加制度がようやく実施に移されようとしています。が、交通事故・犯罪の被害者等は、加害者が起訴されるかどうかという捜査段階において著しい無権利状態と不公正を被っていますので、捜査段階早期の被害者等への調書開示がなければ、被害者参加の権利も何ら実質化されません。また、当事者でありながら調書が見られないの

であれば、事件状況把握の時間が保証されず、捜査機関との情報量の格差から検察官との間に解釈相違が生じることも予想できます。

- 2 被害者等直接の当事者が真実を知りたいと願い、その上で正当な制裁や民事賠償請求をすることは、憲法第 21 条 1 項に根拠をもつ、国民の権利としての「知る権利」、または、同第 13 条（幸福追求の権利）および第 21 条 1 項に根拠をもつ「犯罪被害者の知る権利」から当然保障されるべきものです。この当然の願いと権利の前提である公正な捜査が損なわれている要因が、「死人に口なし」に象徴的な立場の不公平にあり、それは、現行制度の中での現場の捜査担当者の努力だけでは抜本改善が見込まれないシステム上の問題です。

私たちのアンケート調査では、平成 12 年以降の死亡事件に限っても、その約 8 割が「捜査情報非開示により実際に不公正や不利益を被った」と回答しています。被害者連絡制度等の実施以降も不公正捜査は常態化しているのです。

- 3 加害者供述に沿った調書に虚偽や反真実があるとき、反対当事者（被害者）によるチェックが必要なことは自明です。刑事訴訟法の目的である「真実の発見」（第 1 条）のためにも、当事者への開示は必要不可欠と考えます。
- 4 捜査機関からの情報の提供は、配慮や運用ではなく、あくまで犯罪被害者等の権利として規定し、捜査の支障を理由とする制限は限定的にとらえるべきです。また、犯罪被害者等基本計画Ⅴの第 3 の 1 の（13）には、「捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供できるように努めていく」とありますが、ひき逃げなどを除き、公道上で起き、加害者が明白な交通事犯の場合に、捜査上の支障は考えられません。
- 5 刑事訴訟法 47 条の「公に」とは、不特定多数人に知らしめることをいい、犯罪被害者に対しては、特定少数への公開です。守秘義務や罰則を設けるなどして特定人が広く知らしめる可能性を無くすれば「公に」とは言えません。
- 6 非開示の理由に、裁判に不当な影響を及ぼすという指摘がありますが、加害者側に偏った供述を採用し、それについて反対当事者（被害者）によるチェックの機会がないのであれば、それこそが「裁判に不当な影響」です。
- 7 欧米の一部では、被害当事者の権利として、捜査段階の早期（事故発生から 2 週間という国もあります）に事故レポート等が被害当事者に開示されるしくみが実際にあります。

以上